

介護保険と医療保険の自己負担額が高額になったとき

高齢の方は身体機能や認知機能の低下とともに慢性疾病にもかかりやすく、同じ世帯内で医療保険と介護保険の両方の利用があるケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費等」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまう場合も多いため、「高額医療・高額介護合算制度」があります。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して、下表の所得に応じた年間の限度額を超えた場合、支給申請勧奨のお知らせが医療保険者より送付されます。申請すると再度算定を行い、認められた分が「高額医療合算介護サービス費」としてあとから支給されます。

申請は医療保険担当窓口で行います。

該当する見込みとなった方には、山形県後期高齢者医療広域連合より「支給申請のお知らせ」が送付されます。届いた際は忘れず申請の手続きを行って下さい。

■高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額(年額/8月～翌年7月)

◆70歳未満の人のいる世帯

所得区分	限度額
年間所得※901万円超	212万円
年間所得 600万円超 901万円以下	141万円
年間所得 210万円超 600万円以下	67万円
年間所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※年間所得：総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

◆70歳以上の人のいる世帯

所得区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
課税所得 145万円未満	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(所得が一定以下)※	19万円

※世帯に介護保険サービス利用者が複数いる場合は該当者分を合算し、1段階上の「31万円」を適用し再計算を行い算出します。